

2024年1月26日

大学院入学予定者 各位

椋山女学園大学
学長 黒田 由彦

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」に関する本学の対応について

令和6（2024）年度から、国の施策により、大学院修士課程を対象に「授業料後払い制度」が創設される予定です。

本学大学院への進学を予定している方に、本制度に関する本学の取扱いについてお知らせいたします。

「授業料後払い制度」とは

「大学院修士課程（博士前期相当の課程を含む）や専門職学位課程の在籍者が、在学中は授業料を納付せず、国が在学中の授業料を立替え、卒業後の所得等に応じて納付（後払い）できる」という制度です。実際の方法としては、日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が授業料相当額を大学に立替払いし、卒業後に、所得に応じて、利用者の方々から直接 JASSO に返還していただきます。

また、別途「生活費奨学金」として月額1万円から4万円までの1万円刻みで生活費として貸与を受けることも可能です。

1. 対象者（以下のすべてを満たす者）

- ・2024年4月に本学大学院修士課程に進学する者(入学者)で本人の希望に基づき、本学を通じて申請を行った者
- ・本学または他大学で学部生対象の「修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び国による授業料等減免）」の対象となることがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者
- ・JASSOの修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

2. 授業料の猶予（2024年前期分）

- ・対象者に対して、本来、入学後所定の期間内に納入する「前期授業料」を2024年秋以降（11月を予定）まで猶予します。本制度に認定された場合、猶予された「前期授業料」は後払い制度の対象となります。

3. 注意事項

- ・本制度は貸与であり、修了後に所得に応じて、JASSO に返還する義務が発生します。
- ・本制度の利用者は機関保証への加入が必須となります。従って、貸与額に加え、保証料を合計した金額を返還することになります。
- ・入学金、教育充実費、諸会費等授業料以外の学納金は、本制度の対象でないため、後払いにはなりません。入学金、教育充実費、諸会費等の学納金は所定の期日までに納入してください。
- ・本学への申請手続きは、入学後のガイダンスにて案内予定です。なお、本学への申請後、JASSO への正式な申込みが必要です。
- ・本制度を利用した場合は、JASSO の第一種奨学金は利用できません。
- ・本制度に認定されなかった場合、別途指定する期限までに授業料を全額納入してください。
- ・本学独自の「椋山女学園大学大学院奨学金」との併給も可能です。

本制度については、2023 年 12 月時点の情報であり、今後国から追加で取扱いに関する情報が更新される可能性もあるため、内容が変更になる場合があることをご了承ください。

お問い合わせ先

椋山女学園大学 学生課

TEL : 052-781-6475

Mail : gakusei@sugiyama-u.ac.jp